

救護施設が実践する公益的な取組について

～救護施設の強みを活かした事例～

平成 29 年 3 月

全国救護施設協議会

はじめに

平成 28 年 3 月 31 日の衆議院本会議において可決・成立し、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正社会福祉法（「社会福祉法等の一部を改正する法律」）の法第 24 条第 2 項に「地域における公益的な取組」が規定されたことを機に、本会調査・研究・研修委員会では各施設の実践事例を元に、救護施設が行うことができる公益的な取組の方向性について検討を重ね、このたび 21 の事例をとりまとめました。法第 24 条の責務規定にあてはまるもののほか、これまで行ってきた救護施設ならではの強みを活かした幅広い取り組み事例や地域の実情に合わせて行っている活動等、様々な事例も掲載しています。

救護施設ならではの取組の方向性としては「退所者を含む生活困窮者」を対象とすることや、支援を必要とする人について「社会的つながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実して活動するための支援」を行うことが考えられます。これまでも救護施設は、他種別の施設の対象とならない人や制度の狭間にある人に対して支援を行ってきましたが、こんにち生活困窮者への支援が国の重要施策となり、救護施設の果たす役割と機能への期待が社会的に一層高まっています。全国救護施設協議会でも平成 28 年度より「第二次行動指針」を策定し、生活困窮者に対する支援や地域への公益的な取組を推進していることは周知のとおりです。

事例は 3 つのカテゴリー（「1. 社会福祉事業の延長線上に位置付けられる取組」、「2. 地域の特性等により生じたニーズに応える取組」、「3. 地域住民に働きかけることで地域の福祉力を向上させる取組」）に分けて整理しています。今後、貴施設でさまざまな取り組みを継続、拡充していく際の、気づきや考え方の参考となれば幸いです。

目次

1. 社会福祉事業の延長線上に位置付けられる取組	1
施設独自の緊急一時保護事業	1
生活困窮者等への自主的な相談支援	1
国の保護施設通所事業の対象外の者への通所等受け入れ支援	2
施設退所者への継続支援	2
認定就労訓練事業（中間的就労）	2
在宅障害者の機能訓練に関する支援	2
2. 地域の特性等により生じたニーズに応える取組	3
福祉等に関する地域相談窓口の自主的設置	3
単身高齢者世帯等を対象とした見守り・送迎支援	3
施設所有リハビリ機器等の在宅障害者等への開放	3
地域の単身高齢者世帯のための除雪支援	3
単身高齢者世帯への会食等の機会の提供	3
地域の車椅子利用者のための通院支援	4
共働き世帯等の子どもを対象とした日中活動支援	4
保護観察処分対象者や補導少年を対象とした自己有用感育成支援	4
大規模災害における復興支援	4
地域の視覚障害者向け IT 機器操作講習会の開催	5
精神障害者やその家族の生活支援・家族会の事務局委託	5
3. 地域住民に働きかけることで地域の福祉力を向上させる取組	6
地域の障害者等への災害時の地域支援連携づくり	6
地域住民のための交流活動	6
地域住民のための介護講習会の実施	6
地域住民に向けたリハビリ教室の開催	6
地域住民の健康維持・向上支援	6

参考資料

厚生労働省通知

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

7

1. 社会福祉事業の延長線上に位置付けられる取組

事業名	施設独自の緊急一時保護事業
対象者名	ホームレスや犯罪被害者等、緊急で身の安全を確保する必要のある者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や民生委員、行政等の依頼により、一時保護の受け入れを行っている。 ・一時的な生活の場を提供し、地域生活への移行等、対象者の自立に向けた支援を行っている。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・定員2名として、入所とは別の居住スペースを確保している。 ・利用期間の制限は設けていない。過去最長の利用期間は260日。 ・宿泊費は無料とし、食費は1日あたり1,400円で提供している。所持金がない場合は食費も無料としている。 ・一時入所事業とは異なる施設独自の事業として約15年前から行っている。現在までに90名以上の利用実績あり。 ・施設独自の緊急一時保護事業となるケース（一時入所事業との違い）には、①入所定員の関係上、一時入所事業として認められない場合、②対象者が一時入所を含め施設への入所を拒否した場合、③そもそも施設入所対象者として適応外（18歳未満の子ども）の場合等がある。 <p><これまでに支援対象となった事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者 ・年金を子どもに全て搾取されていた高齢者 ・記憶喪失で保護された者 ・更生保護施設で対応できなかった者

事業名	生活困窮者等への自主的な相談支援
対象者名	生活困窮者や制度の狭間にある者等、地域において支援を必要とする者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間を補完するという視点から、相談支援や日常生活上の支援を行っている。 ・対象者の希望や状態に合わせ、制度の利用が望ましい場合には、施設入所や障害福祉サービス、介護保険サービス等へつないでいる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員を配置し、人件費は法人が負担している。 ・平日9:00～18:00の間で随時対応している。利用は無料。 ・生活困窮者自立相談支援事業所、行政、民生委員、病院等と連携しながら実施している。 ・同一地域内の生活困窮者自立相談支援事業所では電話による相談支援が中心であるため、対応しきれない部分を居宅訪問により支援している（施設の独自事業）。 <p><制度の狭間にある者への支援事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス利用者に対し、サービス適用外となった部分の支援（買い物やゴミ出し、行政の事務手続き等）を行っている。対象者に合わせ、同行あるいは代行にて支援している。対象者数は常時20名ほど。 ・保健師等からの依頼により、精神障害のある親に対し、子育て支援サービス制度の利用期限終了後の支援（保育園の送迎同行や入浴の手伝い等）を行っている。対象者は乳児院に子どもを預けていた親が多い。精神保健福祉士資格を持つ職員が担当し、病院ソーシャルワーカー等とも連携して実施。 ・母子家庭世帯や自己破産をした方等を同一地域内で食料品の無償提供（家庭で余っている食料品を集め、食料の確保が困難な団体や個人へ寄付する事業）を行っている事業所へつなげている。

事業名	国の保護施設通所事業の対象外の者への通所等受け入れ支援
対象者名	施設退所者を含む、居宅で継続的に自立した生活を送るうえで支援が必要な者のうち、通所事業の対象にならない者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活の継続を目的とし、国の保護施設通所事業と同様の支援を提供している。 ・ 日中活動の場の提供に加え、相談支援や生活支援（買い物、通院、送迎、金銭管理、健康管理、諸手続き等）を行っている。 <p><取り組み事例のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者に限定をしていない。 ・ きめ細やかな対応を行うため、担当職員を配置している。 ・ 本人負担は一部を除き無い。（昼食は300円、旅行等の行事参加は実費。） ・ 居宅訪問の際には、生活支援を実施するとともに、必要に応じて、対象者の就労先に出向き、勤務状況の確認や就労先との関係調整を行うこともある。

事業名	施設退所者への継続支援
対象者名	地域生活へ移行した施設退所者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活の定着のため、施設退所後も施設職員が継続して見守りや配食等の支援を行っている。 ・ 本来、地域生活者への支援は、同一地域内にあるサポートセンターが行うことになっているが、対象者とサポートセンターとの関係が十分に構築され、地域生活が安定するまでの間、施設が仲介している。

事業名	認定就労訓練事業（中間的就労）
対象者名	生活困窮者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労訓練事業所の認定を受け、就労訓練の機会を提供している。 ・ 自立相談支援機関と連携しながら（自立相談支援事業の支援調整会議メンバーとして法人が参加）、一般就労につなげていくことを目的に実施している。

事業名	在宅障害者の機能訓練に関する支援
対象者名	地域の在宅障害者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能の維持を目的とし、理学療法士、作業療法士、視覚障害者歩行訓練士等による訓練の機会を提供している。 ・ 障害者総合支援法の機能訓練は有期限のため、本人が継続した訓練を希望しても打ち切りとなるケースが多いことから実施に至った。

2. 地域特性等により生じたニーズに応える取組

事業名	福祉等に関する地域相談窓口の自主的設置
対象者名	地域において福祉的ニーズをもった世帯
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに幅広く対応するため、高齢者、障害者、生活困窮者等と対象を限定せず、「くらし安心相談」として門戸を開いている。施設の相談員が随時対応。 ・市中心部より15kmほど離れた地域に位置し、社会資源としての相談窓口がないことから開設に至った。

事業名	単身高齢者世帯等を対象とした見守り・送迎支援
対象者名	地域の単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者宅を担当職員が定期的に訪問し、安否確認、相談支援を行っている。民生委員と情報を共有しながら実施。 ・台風接近等の緊急時には、災害発生に備え準備を手伝い、施設での避難受け入れを呼びかけている。 ・歩行が不安定な方や車椅子を使用している方からの要望により、地元老人会の行事の際、施設車輛での送迎支援も行っている。

事業名	施設所有リハビリ機器等の在宅障害者等への開放
対象者名	地域の障害者、高齢者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が所有しているリハビリ機器や健康機器等を自由に使用できるよう開放している。 ・このような機会を設けることで、機能回復や健康状態の維持を図っている。 ・施設だよりやホームページ、地域の自治会長を通じて周知している。

事業名	地域の単身高齢者世帯のための除雪支援
対象者名	地域の単身高齢者世帯等
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪時、施設職員がタイヤショベル等を使用し、施設周辺の対象者宅の除雪を行っている。 ・車道は自治体により除雪が行われるが、歩道は対象外である。高齢者には除雪作業は困難であるため、支援している。 ・社協でも除雪支援を行っているため、必要に応じ、申請のあった世帯宅に対しても実施している。

事業名	単身高齢者世帯への会食等の機会の提供
対象者名	地域の単身高齢者世帯（75歳以上）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりがちな単身高齢者世帯を対象に、観光、買い物、施設での会食やレクリエーション等を企画し、年2回程度開催している。移動には施設所有のバスを使用。 ・地区社協・民生委員・ボランティアの会等と連携して実施している。 ・定期的に開催することで、参加者同士が顔なじみとなり、地域のつながりが創出されている。

事業名	地域の車椅子利用者のための通院支援
対象者名	地域の車椅子使用者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通院の際、施設が所有する車椅子対応車輛にて送迎を行っている。家族も同乗。 ・利用は無料。万一の事故の際には、施設利用者と同様に保険を適用する。 ・同一法人内障害者支援施設にて機能訓練を受けている方からの要望により開始に至った。通院時間に合わせ、施設利用者の処遇に支障をきたさないよう法人内職員で調整しながら実施している。 ・車椅子対応のタクシーもあるが、台数が少なく、前もって予約していないと利用できない状況にあることから実施に至った。

事業名	共働き世帯等の子どもを対象とした日中活動支援
対象者名	共働き世帯等、日中を一人で過ごす時間の多い家庭の子ども
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設で行っている作業内容を活かした工作教室を開催し、日中の活動の機会を提供している。 ・地域の学童保育所に施設職員（作業担当職員）が出向いて実施するほか、児童が施設に来て施設利用者と共に作業を行うこともある。 ・長期休暇期間に実施している（夏休み・冬休み中各1回）。

事業名	保護観察処分対象者や補導少年を対象とした自己有用感育成支援
対象者名	保護観察処分対象者、補導少年
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察処分対象者の社会貢献活動、家庭裁判所の補導委託制度に協力し、実習を行っている。依頼があった際に随時受け入れを実施。 ・入所利用者に関わる中で、自身を内省し、自己有用感の醸成に資することを目的としている。 ・実習内容は、施設内での介護の補助や掃除など。

事業名	大規模災害における復興支援
対象者名	東日本大震災の被災者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅において、引きこもり等の問題の解消を目的とし、露店や子どもを対象としたゲームイベント等を行っている。露店では様々なファーストフードや各地域の名産品等を無償で提供している。 ・震災後から定期的に年3回、有志の施設が合同で実施している。食材や支援者の交通費、宿泊費は各施設が負担している。 ・特に復興が遅れている福島第一原子力発電所（相馬、新地町）の周辺で活動している。

事業名	地域の視覚障害者向け I T 機器操作講習会の開催
対象者名	地域の視覚障害者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の専門性を活かし、I T 機器(主として音声パソコン) の操作を覚えていただく講習会を開催している。 ・ニーズがある割に習うことの出来る場所が少ないことから、開催に至った。

事業名	精神障害者やその家族の生活支援・家族会の事務局委託
対象者名	精神障害者およびその家族
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者家族会の事務局を施設で引き受けている。 ・会計等の事務作業のほか、県内に複数ある家族会と連絡を取りながら、会議の開催や行事の取りまとめ等を行っている。 ・家族会からの会費と行政からの多少の助成金のほかは、施設負担により運営している。

3. 地域住民に働きかけることで地域の福祉力を向上させる取組

事業名	地域の障害者等への災害時の地域支援連携づくり
対象者名	地域の障害者や高齢者等、地域生活において何らかの支援を受けている者
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害者や高齢者等を受け入れる等の協定を、町内会と取り交わしている。 ・いわゆる「災害弱者」の避難先（居場所）を確保することが目的。 ・町内会と連携して対象者の情報を共有している。

事業名	地域住民のための交流活動
対象者名	地域住民（生活困窮世帯の子ども、グループホーム入居者（障害者・高齢者）を含む）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の人間関係が徐々に希薄となり、特に障害者や高齢者、生活困窮世帯が孤立しがちであることから、住民の相互交流を目的とし、年1回餅つき大会を開催している。 ・ボランティア団体と連携して実施。 ・この活動を通して住民同士の関わりが生まれ、相互理解が深まった。 ・交流する中で障害者との接し方を自然に学ぶなど、子どもの福祉教育の場となっている。

事業名	地域住民のための介護講習会の実施
対象者名	地域住民
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者への介添え方法や車椅子の操作方法など、介護に関する基礎的な知識や技術を習得してもらうことで、施設退所者や在宅介護世帯の生活を地域全体で支えていくことを目的に実施している。 ・自治会からの要請により開催に至った。 ・施設の体育館を使用し、年2回開催している。

事業名	地域住民に向けたリハビリ教室の開催
対象者名	地域住民
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士等の専門職を講師とし、リハビリ教室を開催している。 ・身体機能に不安を抱える住民からの要請により、開催に至った。 ・無理のない身体の動かし方を学び、定期的に身体を動かす習慣を作ることで、身体機能の維持・向上を目指している。

事業名	地域住民の健康維持・向上支援
対象者名	地域住民
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の社会福祉法人が合同で「地域支援プロジェクト」を立ち上げ、介護教室や音楽療法等を地域で開催している。 ・住民からの要請を受け、依頼元へ出向いて実施している。

厚生労働省通知

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

改正社会福祉法（「社会福祉法等の一部を改正する法律」）の法第24条第2項に盛り込まれた「地域における公益的な取組」は、社会福祉法人が本来果たすべき役割を明確化するため、責務規定として創設されました。

平成28年4月施行分である「地域における公益的な取組を実施する責務」に係る通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」（社援基発0601第1号）が平成28年6月1日に発出されています。この中では、「地域における公益的な取組」を行ううえでの趣旨や内容（取組の要件やその意義）、実施の際の留意事項が示されています。

要件について3点挙げられています。（以下列挙）

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

また、個々の法人の取組の該当性を判断する際の参考となる考え方、および改正法第55条の2に規定される「地域公益事業」との関係について図示したものが別添資料として付け加えられています。

詳細は次頁以降をご覧ください。

社援基発 0601 第 1 号
平成 28 年 6 月 1 日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公 印 省 略）

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その趣旨及び内容については、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 41 号社会・援護局長通知）においてお示ししたところです。今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内関係機関、関係団体への周知等よろしくお取りはからい願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 27 年 4 月 17 日社援基発 0417 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）は廃止します。

本通知のうち、3(3)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 「地域における公益的な取組」を行う趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉法第 24 条（経営の原則）において法人の本旨に関する規定を整備したところですが、今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項で規定された「地域における公益的な取組」に係る責務については、法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものです。

2 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 平成 28 年改正法第 24 条第 2 項の要件

平成 28 年改正法第 24 条第 2 項は、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」としています。

当該規定に明記された「地域における公益的な取組」の要件は、

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金を提供される福祉サービスであること

です。

上記の法律上の要件は、法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することを明記したものであり、上記③の要件である「無料又は低額な料金を提供される福祉サービス」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担^(※)がない福祉サービスを提供することです。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

(2) 「地域における公益的な取組」の要件の意義

「地域における公益的な取組」は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。

したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

- ③ 無料又は低額な料金を提供されること

無料又は低額な料金を提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行わ

れているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担^(※)がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

「地域における公益的な取組」の該当性を判断する際の参考となる考え方は〔別添1〕のとおりです。

3 「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項

- (1) 「地域における公益的な取組」と平成28年改正法第55条の2（平成29年4月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係について（〔別添2〕参照）

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれます。

一方、平成28年改正法第55条の2に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第26条に規定する公益事業に含まれるものです。

なお、平成28年改正法第55条の4において、法人が社会福祉充実計画を作成する場合の検討順位は、第1に「社会福祉事業（職員処遇の充実を含む）」、第2に公益事業の中の「地域公益事業」、第3に「その他の公益事業」とされています。

- (2) 定款上の取扱いについて

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としません。

なお、公益事業のうち、規模が小さい事業の取扱いは以下の通知のとおりです。

「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」

（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙2社会福祉法人定款準則第二条（備考一））

(3) 所轄庁の指導監督について

「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第61条第1項第1号及び第2号（事業経営の準則）を遵守することが必要です。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（事業経営の準則）

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 （略）

2 （略）

(4) その他

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人として、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。

については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱い（注）に則して実施することが必要です。

（注）

① 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）

- ② 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）
- ③ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成 18 年 10 月 18 日障発第 1018003 号）
- ④ 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 8 号）
- ⑤ 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号）

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけでなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となる必要があります。

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる
「地域における公益的な取組」の考え方について

- 以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨（前記要件等）に則して判断する必要があります。

なお、

ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと

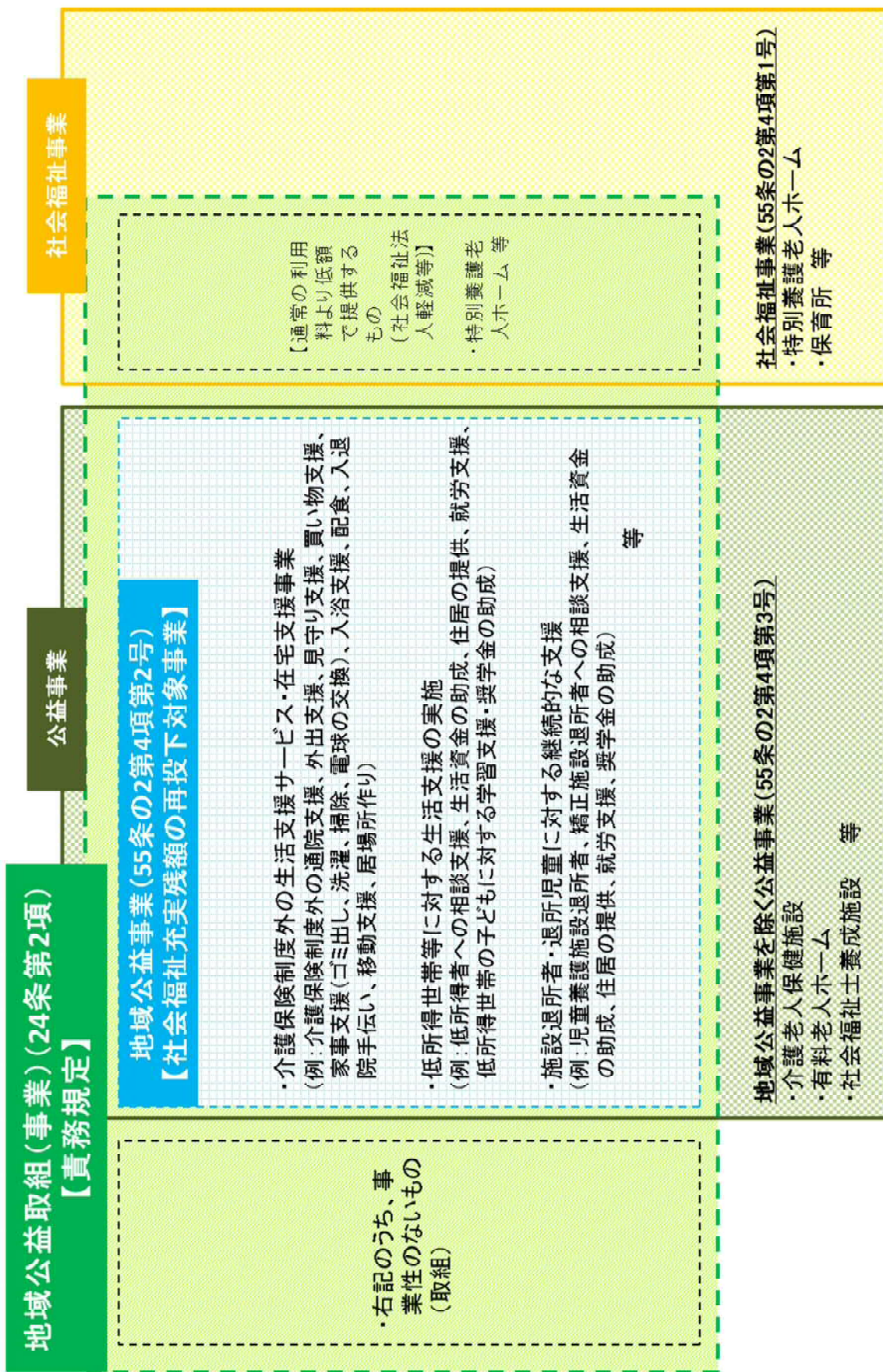
イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合がありますことを念のため申し添えます。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係



救護施設が実践する公益的な取組について
～救護施設の強みを活かした事例～

平成 29 年 3 月

全 国 救 護 施 設 協 議 会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL 03-3581-6502 / FAX 03-3581-2428
